

みやざきの農業遺産地域資源魅力発信事業業務委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県内の農業遺産地域（世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域、日本農業遺産田野・清武地域、日南市）のPRを実施し、地域外における農業遺産ブランドの認知度を向上させ、地域の活性化に繋げることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）

3 委託業務の内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。

なお、業務委託の実施にあたっては、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会及び田野・清武地域日本農業遺産推進協議会並びに日本農業遺産日南かつお一本釣り漁業保全協議会と連携し、また、県の助言を反映させるものとする。

（1）PRイベントの企画・運営

- ・福岡県内の会場において1回実施すること。
- ・農業遺産認定地域の地域資源（特産品等）を効果的にPRする内容を盛り込むこと。

（2）東京都内の飲食店におけるPR企画の運営

- ・東京都内の飲食店において、農業遺産地域の食材を使用したメニュー提供企画を1回以上実施すること。
- ・食材の提案及び仕入れ先の調整を実施すること（食材サンプル提供を含める）。
- ・店内装飾等について提案すること。

（3）情報発信

上記（1）及び（2）の実施において、効果的なPRの内容を盛り込むこと。

（4）その他独自提案

目的達成のため、必要な独自提案を実施すること。

（5）成果報告書の作成

記録写真の撮影や業務内容を取りまとめ成果報告書を作成すること。

4 成果品等の納入場所

成果品等とは、成果報告書（データ提出）、事業で作成した制作物やデザイン等のデータ等とし、本事業の成果品等の納入場所は、県が指定する場所とする。

5 経費

履行までに要する全ての経費（交通費、宿泊費、視察費用、サンプル提供費用、通信運搬費、会場使用料、資料印刷代等）を含む。

6 その他

- （1）成果品等についての権利は、県に帰属する。
- （2）本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- （3）本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- （4）本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- （5）業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。